

第103回 宇部市都市計画審議会議案

日 時 令和8年3月11日（水）午後2時
場 所 宇部市役所 市民交流棟2階 会議室D、E

第 1 0 3 回 宇部市都市計画審議会審議事項

議案 番号	頁	地域地区、都市 施設等の種類	決定 権者	審 議 事 項	内 容
1	1	道路	市	宇部都市計画道路の変更について	3・3・3 柳ヶ瀬丸河内線 3・3・8 琴芝宇部港線 3・4・12 恩田通線 3・5・18 東本町明治町線 3・5・19 寿町新天町線 3・5・20 松山町錦町線
2	13	—	—	宇部市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改定について	

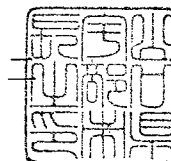
議案第1号



宇 都 第 8 8 号
令和8年(2026年)3月11日

宇部市都市計画審議会 殿

宇部市長 篠崎圭



宇部都市計画道路の変更について（付議）

下記のとおり都市計画道路を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴会に付議します。

記

宇部都市計画道路の変更（宇部市決定）

都市計画道路中 3・5・18 新町明治町線を 3・5・18 東本町明治町線に、3・5・19 寿町港町線を 3・5・19 寿町新天町線に、3・5・20 東新川明治町線を 3・5・20 松山町錦町線に名称を改め次のように変更し、3・3・3 柳ヶ瀬丸河内線ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・3	柳ヶ瀬丸河内線	宇部市 大字西岐波 字東大道	宇部市 大字東須恵 字丸河内	宇部市 北琴芝二丁目	約 15,790m	地表式	4 車線	28m	JR 宇部線と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 15 箇所	
幹線街路	3・3・8	琴芝宇部港線	宇部市 琴芝町一丁目	宇部市 東本町一丁目	宇部市 常盤町一丁目	約 910m	地表式	4 車線	25m	JR 宇部線と平面交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 6 箇所	
幹線街路	3・4・12	恩田通線	宇部市 松山町二丁目	宇部市 明治町二丁目	宇部市 昭和町一丁目	約 470m	地表式	4 車線	20m	幹線街路と平面交差 4 箇所	
幹線街路	3・5・18	東本町明治町線	宇部市 東本町一丁目	宇部市 明治町二丁目	宇部市 東本町二丁目	約 1,200m	地表式	2 車線	15m	幹線街路と平面交差 6 箇所	
幹線街路	3・5・19	寿町新天町線	宇部市 寿町三丁目	宇部市 新天町二丁目	宇部市 常盤町二丁目	約 400m	地表式	2 車線	15m	幹線街路と平面交差 4 箇所	
幹線街路	3・5・20	松山町錦町線	宇部市 松山町一丁目	宇部市錦町	宇部市 松山町一丁目	約 370m	地表式	2 車線	15m	幹線街路と平面交差 3 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・3・3 柳ヶ瀬丸河内線

柳ヶ瀬丸河内線は、宇部市の市街地を東西に結ぶ主要幹線街路として、宇部市大字西岐波字東大道を起点、宇部市大字東須恵字丸河内を終点として、昭和31年に都市計画決定され、平成15年に現在の都市計画へと変更されています。

このたび、本路線と平面交差する3・3・8 琴芝宇部港線の一部廃止に伴い、交差箇所の隅切りについての処理を行う必要が生じました。

このため、道路計画の見直しを行い、平面交差1箇所の構造を変更するものです。

3・3・8 琴芝宇部港線

琴芝宇部港線は、起点の宇部市西琴芝一丁目において3・3・3 柳ヶ瀬丸河内線に接続し、終点の宇部市東本町一丁目において3・3・6 新町明神線に接続する幹線街路として、昭和31年に都市計画決定され、平成15年に現在の都市計画へと変更されています。

琴芝宇部港線のうち、起点から3・4・15 鍋倉草江線までの区間は未整備となっており、この未整備区間については、社会情勢の変化により都市計画道路としての将来交通需要が見込めず、3・4・35 真締川東通線等の周辺道路により交通機能の代替が可能であること、また、本区間の周辺は住宅等が立地し、既に市街化が図られていることから、都市計画道路として整備する必要性は低下しています。

このため、道路計画の見直しを行い、起点から3・4・15 鍋倉草江線との交差部までの区間を廃止し、宇部市琴芝町一丁目を起点とし、終点に接続する幹線街路に変更するものです。

3・4・12 恩田通線

恩田通線は、起点の宇部市東新川町において3・3・7 宇部新川駅八王子線に接続し、宇部市港町二丁目を終点とする幹線街路として、昭和31年に都市計画決定され、平成15年に現在の都市計画へと変更されています。

恩田通線のうち、起点から3・5・17 常盤町岬線までの区間、及び3・3・6 新町明神線から終点までの区間は未整備となっており、この未整備区間については、社会情勢の変化により都市計画道路としての将来交通需要が見込めないこと、また、両区間を廃止した場合においても、必要とされる路線機能は現道において充足していることから、都市計画道路として整備する必要性は低下しています。

このため、道路計画の見直しを行い、両区間を廃止し、宇部市松山町二丁目を起点とし、宇部市明治町二丁目を終点とする幹線街路に変更するものです。

3・5・18 東本町明治町線

新町明治町線は、起点の宇部市新町において3・3・6 新町明神線に接続し、終点の宇部市明治町二丁目において3・3・9 則貞曹達線と接続する幹線街路として、昭和31年に都市計画決定され、平成16年に現在の都市計画へと変更されています。

新町明治町線のうち、東本町一丁目の真締川を横断する橋梁区間は未整備となっており、この未整備区間については、社会情勢の変化により都市計画道路としての将来交通需要が見込めず、3・3・6 新町明神線等の周辺道路により交通機能の代替が可能であること、また、本区間を廃止した場合においても、必要とされる路線機能は現道において充足していることから、都市計画道路として整備する必要性は低下しています。

このため、道路計画の見直しを行い、起点から3・3・8 琴芝宇部港線との交差部までの区間を廃止し、宇部市東本町一丁目を起点とし、終点に接続する幹線街路に変更するとともに、起終点の地名に基づき、名称を東本町明治町線に改めるものです。

併せて、本路線と平面交差する3・5・19 寿町港町線及び3・5・20 東新川明治町線の一部廃止に伴い、交差箇所の隅切りについての処理を行う必要が生じたため、平面交差2箇所の構造を変更するものです。

3・5・19 寿町新天町線

寿町港町線は、起点の宇部市寿町三丁目において3・3・7 宇部新川駅八王子線に接続し、宇部市港町一丁目を終点とする幹線街路として、昭和31年に都市計画決定され、平成15年に現在の都市計画へと変更されています。

寿町港町線のうち、東本町二丁目から終点までの区間は未整備となっており、この未整備区間については、社会情勢の変化により都市計画道路としての将来交通需要が見込めず、3・3・5 参宮線等の周辺道路により交通機能の代替が可能であること、また本区間の周辺は住宅等が立地し、既に市街地化が図られていることから、都市計画道路として整備する必要性は低下しています。

このため、道路計画の見直しを行い、3・5・18 新町明治町線との交差部から終点までの区間を廃止し、起点から宇部市新天町二丁目を終点とする幹線街路に変更するとともに、起終点の地名に基づき、名称を寿町新天町線に改めるものです。

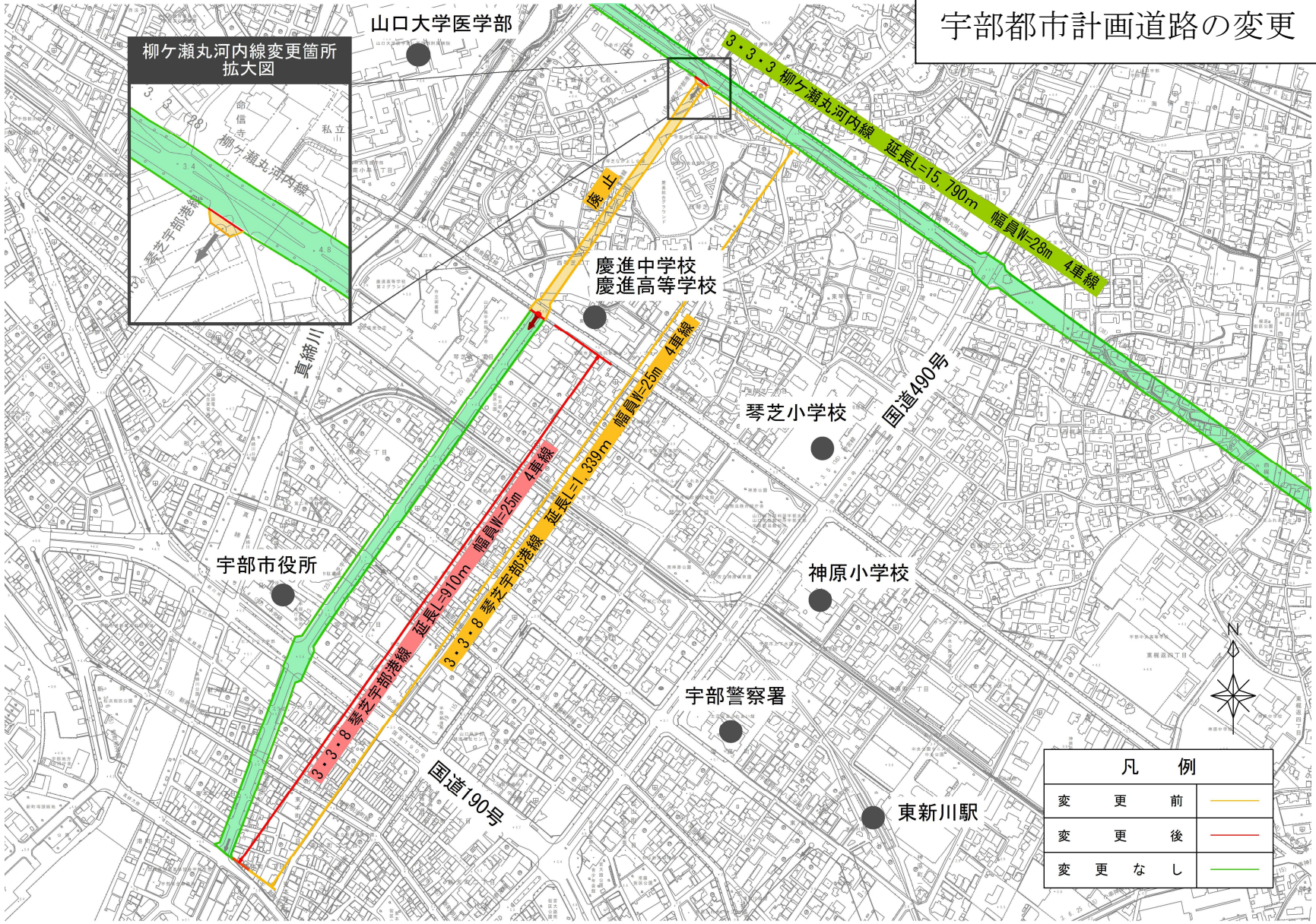
3・5・20 松山町錦町線

東新川明治町線は、起点の宇部市東新川町において3・3・7 宇部新川駅八王子線に接続し、終点の明治町一丁目において3・3・6 新町明神線と接続する幹線街路として、昭和31年に都市計画決定され、平成15年に現在の都市計画へと変更されています。

東新川明治町線のうち、起点から東新川町の一部区間、明治町一丁目から終点までの一部区間は未整備となっており、この未整備区間については、社会情勢の変化により都市計画道路としての将来交通需要が見込めず、参宮線等の周辺道路により交通機能の代替が可能であること、また、両区間の周辺は住宅等が立地し、既に市街化が図られていることから、都市計画道路として整備する必要性は低下しています。

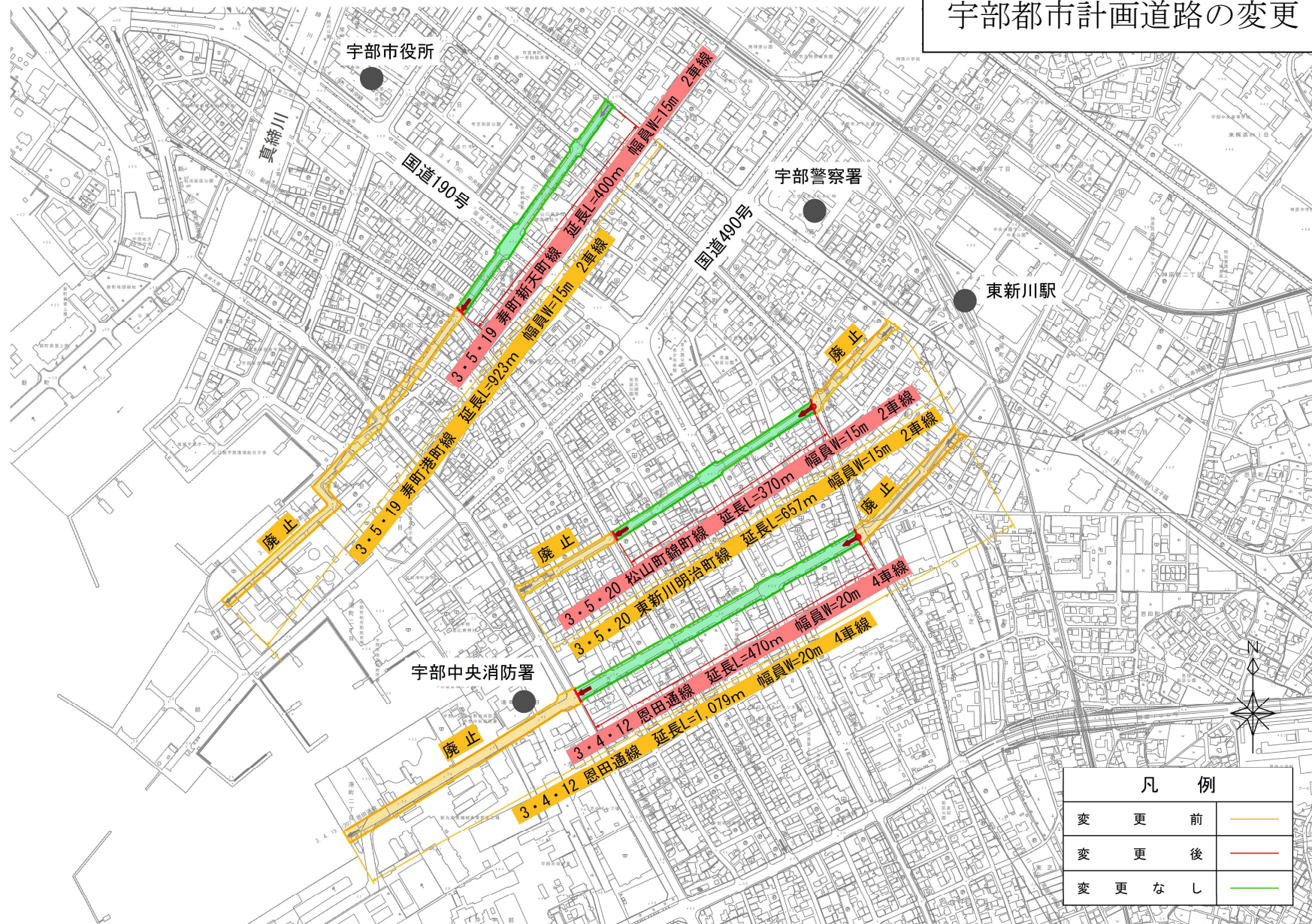
このため、道路計画の見直しを行い、起点から3・5・17 常盤町岬線までの区間、及び3・5・18 新町明治町線から終点までの区間を廃止し、宇部市松山町一丁目を起点とし、宇部市錦町を終点とする幹線街路に変更するとともに、起終点の地名に基づき、名称を松山町錦町線に改めるものです。

宇部都市計画道路の変更

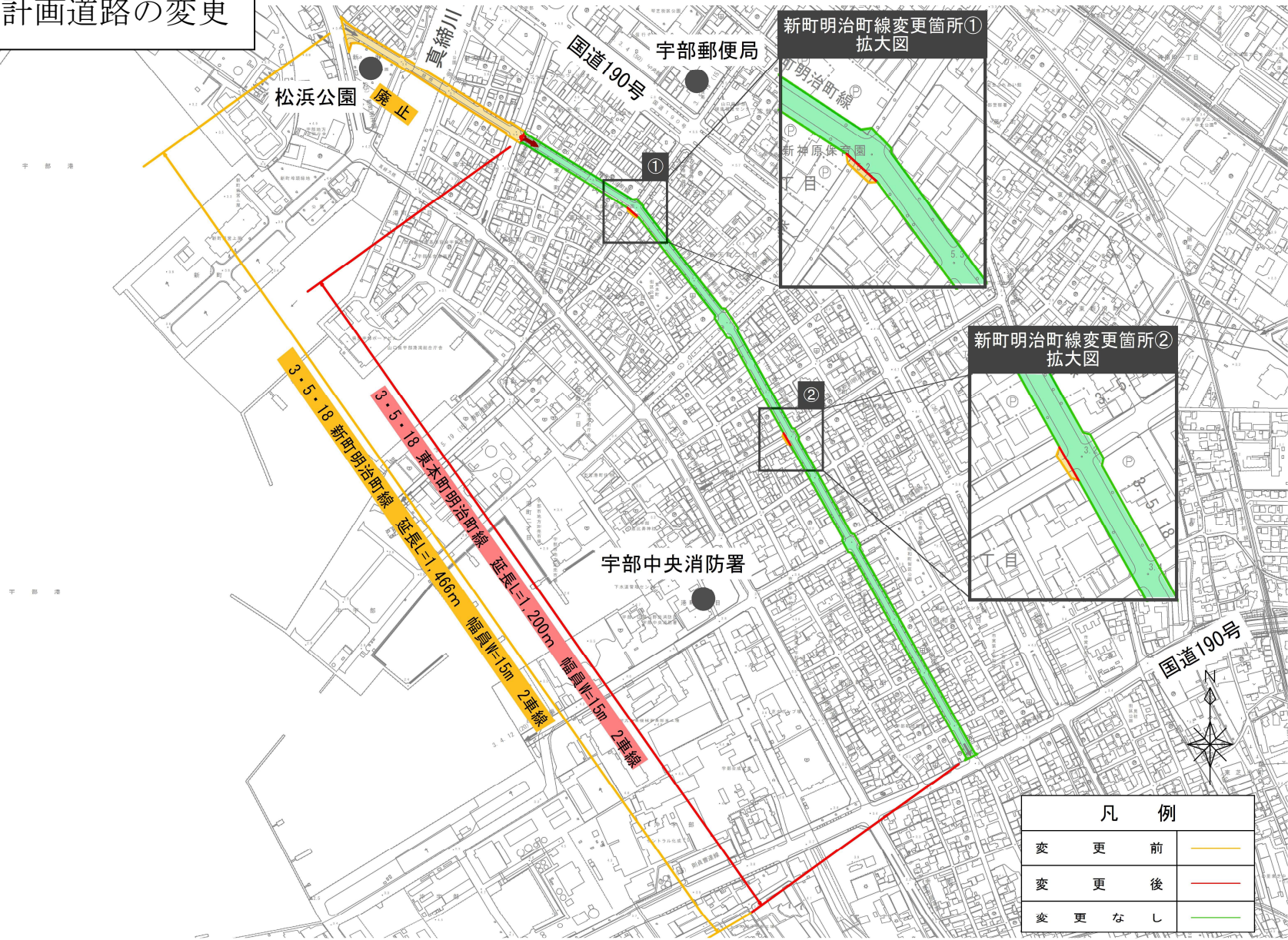


凡 例	
変 更 前	— (Yellow line)
変 更 後	— (Red line)
変 更 な し	— (Green line)

宇部都市計画道路の変更



宇部都市計画道路の変更



新旧対照表

都市計画道路 3・3・3 柳ヶ瀬丸河内線

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹線街路	3・3・3	柳ヶ瀬丸河内線	宇部市 大字西岐波 字東大道	宇部市 大字東須恵 字丸河内	宇部市 北琴芝 二丁目	約 15,790m	地表式	4車線	28m	JR 宇部線と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 16箇所	
新	幹線街路	3・3・3	柳ヶ瀬丸河内線	宇部市 大字西岐波 字東大道	宇部市 大字東須恵 字丸河内	宇部市 北琴芝 二丁目	約 15,790m	地表式	4車線	28m	JR 宇部線と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 15箇所	

都市計画道路 3・3・8 琴芝宇部港線

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考					
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造						
旧	幹 線 街 路	3・3・8	琴芝宇部 港線	宇部市 西琴芝一丁目	宇部市 東本町一丁目	宇部市 常盤町一丁目	約 1,339m	地表式	4 車線	25m	JR 宇部線と平面交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 7 箇所						
													車線の数の内訳		2 車線		約 430m
															4 車線		約 909m
													幅員の内訳		15m		約 430m
25m		約 909m															
新	幹 線 街 路	3・3・8	琴芝宇部 港線	宇部市 琴芝町一丁目	宇部市 東本町一丁目	宇部市 常盤町一丁目	約 910m	地表式	4 車線	25m	JR 宇部線と平面交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 6 箇所						

都市計画道路 3・4・12 恩田通線

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
旧	幹線街路	3・4・12	恩田通線	宇部市 東新川町	宇部市 港町二丁目	宇部市 松山町二丁目	約 1,079m	地表式	4車線	20m	幹線街路と平面交差 5箇所	
新	幹線街路	3・4・12	恩田通線	宇部市 松山町二丁目	宇部市 明治町二丁目	宇部市 昭和町一丁目	約 470m	地表式	4車線	20m	幹線街路と平面交差 4箇所	

都市計画道路 3・5・18 東本町明治町線

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
旧	幹線街路	3・5・18	新町明治町線	宇部市新町	宇部市 明治町二丁目	宇部市 東本町二丁目	約 1,466m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差 7箇所	
新	幹線街路	3・5・18	東本町明治町線	宇部市 東本町一丁目	宇部市 明治町二丁目	宇部市 東本町二丁目	約 1,200m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差 6箇所	

都市計画道路 3・5・19 寿町新天町線

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
旧	幹線街路	3・5・19	寿町港町線	宇部市 寿町三丁目	宇部市 港町一丁目	宇部市 常盤町二丁目	約 923m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差 5箇所	
新	幹線街路	3・5・19	寿町新天町線	宇部市 寿町三丁目	宇部市 新天町二丁目	宇部市 常盤町二丁目	約 400m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差 4箇所	

都市計画道路 3・5・20 松山町錦町線

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
旧	幹線街路	3・5・20	東新川明治町線	宇部市東新川町	宇部市 明治町一丁目	宇部市 松山町一丁目	約 657m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差 5箇所	
新	幹線街路	3・5・20	松山町錦町線	宇部市 松山町一丁目	宇部市錦町	宇部市 松山町一丁目	約 370m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差 3箇所	

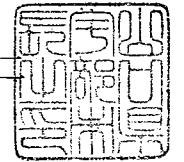
議案第 2 号



宇 都 第 8 9 号
令和 8 年 (2026 年) 3 月 1 1 日

宇部市都市計画審議会 殿

宇部市長 篠 崎 圭



宇部市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改定について（諮問）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランを改定するため、貴会の意見を求めます。

また、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画を改定するため、同法第 81 条第 22 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

宇部市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（案）は別冊のとおり